

三次市教育委員会議案第 3 2 号

三次市民ホール館長の任命について

三次市民ホールの組織に関する規則（平成 2 6 年教育委員会規則第 5 号）第 2 条第 2 項の規定により，別紙の者を三次市民ホール館長に任命することについて，議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 2 4 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由